

第2回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
会次第

- ◇ 日時 平成26年3月13日(木) 午後2時開催
- ◇ 場所 本館3階総務課第一会議室

会次第

- 1 実証実験事業に関する経緯説明及び今後のスケジュール
- 2 その他

第2回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
配布資料

	ページ
(資料 1) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会 所属委員及び専門委員名簿（五十音順）・・・・・・・・・・	1
(資料 2) 関係団体への説明状況について・・・・・・・・・・	2-3
(資料 3) 実証実験について大手出版社（KADOKAWA、講談社、集英社、 小学館）から指摘された主な論点・・・・・・・・・・	4
(資料 4) 有償オンライン資料収集制度整備に関する経過と今後のス ケジュール（案）・・・・・・・・・・	5
(参考資料 1) 有償オンライン資料収集実証実験事業案について・・・・・・・・	6-7
(参考資料 2) (図) 有償オンライン資料収集実証実験事業の概要（案）・・	8
(参考資料 3) 実験事業の対象とする資料範囲	9

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
所属委員及び専門委員名簿（五十音順）

小委員長	福井 健策	弁護士
委員	植村 八潮	専修大学文学部教授 株式会社出版デジタル機構取締役会長
	永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会 電子書籍出版検討委員会委員長
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	湯浅 俊彦	立命館大学文学部教授
専門委員	片寄 聰	一般社団法人日本雑誌協会著作権委員会委員長
	佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	三瓶 徹	一般社団法人日本電子出版協会事務局長

### 関係団体への説明状況について

※記述は、関係団体からの発言内容。矢印 (→) 以下は、国立国会図書館からの回答。

#### ○第 2 回オンライン資料制度収集協議会 (日本雑誌協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会、日本電子書籍出版社協会)

平成 25 年 11 月 29 日 10:30-11:30

- ・実験事業の収集対象や費用負担について、さらに詳しい説明が求められた。
- ・実験事業の収集範囲、収集方法等がそのまま制度化されるわけではないことを確認。

#### ○日本書籍出版協会 (平井知的財産権委員会副委員長・筑摩書房編集局次長、樋口事務局長)

平成 25 年 12 月 9 日 11:13-11:55

- ・実験事業参加機関による会議体に、団体がオブザーバーで参加することは可能か。
- ・実験事業の検討を進めるに当たって、ビューアーの想定を持っていた方がよい。
- ・制度化を前提とすると、取次経由の収集方法が望ましい。

#### ○日本新聞協会 (新聞著作権小委員会所属委員 6 名、メディア開発委員会専門部会所属委員 1 名、新聞協会 4 名)

平成 25 年 12 月 13 日 10:30-12:00

- ・オンライン資料制度収集に関し、頻繁にデータの更新、書き換えがなされる動的出版物は納入義務対象外となり、また、紙資料と同一版面のものも納入義務の適用除外となる。結果として、電子新聞で納入対象となるのは、ごく限られたものになる、と理解している。  
→そのとおりの理解で間違いない。
- ・実験事業について、オンライン資料制度収集協議会で検討するのか。  
→実験事業については、事業参加機関による会議体を設置し、検討を行う。オンライン資料制度収集協議会については、制度化が先送りとなるため、休止を含めて検討する。

#### ○日本電子書籍出版社協会 (大野双葉社編集局次長、大柴実業之日本社コンテンツ事業部長、柴田新潮社開発部長、日本電子書籍出版社協会事務局 2 名)

平成 25 年 12 月 19 日 14:00-15:20

- (国立国会図書館に対して、実験事業の収集の意味と意義について、何をどのような目的で集めるのか、さらに詳しい説明が求められた。)
- ・まずは電子書籍の定義を明確にすべき。電子書籍とは、個々のビューアー毎に最適に表示(表現)されるものであり、ビューアーに依存するもの。
  - ・「DRM が付されていない、または解除された状態」というのは、作家原稿としてのテキストデータをよこせということのように聞こえる。それはデータの羅列に過ぎず、電子書籍とは言えない。

- ・収集するのであれば、代表的なビューアーや代表的なフォーマットを数種収集するべきである。
- ・対応するビューアーがなくなると、読めなくなるのが電子書籍である。

#### ○日本雑誌協会（著作権委員会）

平成 26 年 1 月 16 日 16 : 00－16 : 50

- ・実験事業では著作権料は支払わない想定だが、制度化された際の扱いはどうなるのか。  
→実験の中で検証していきたい。
- ・DRM の付与されていないファイルは、いわば版下であり、出版物ではない。ビューアーごとの見え方を確認した上で、商品として販売している。NDL が収集すべきは、最終商品であるべきだ。DRM のないものを NDL に提供することはあり得ない。
- ・電子書籍の納入代償金の算定にあたっては、電子書籍にも希望小売価格があるので、それほど困難とは思えない。
- ・DRM のない電子書籍を NDL に提供すると、NDL から第三者に DRM なしの電子書籍が流出するのではないか。  
→NDL が館内で提供する場合は、独自に DRM をかけることも想定している。
- ・実験事業終了後、実験に提供したコンテンツの扱いはどうなるのか。  
→契約内容による。当館としては、許諾が得られれば長期に保管したい。
- ・NDL にオンライン資料を納入することの出版社側のメリットは何か。
- ・様々な関係団体、出版社に説明した結果、どのような意見があり、それにどのように対応するのか、それが取りまとめられた段階で、公募の前に再度説明していただきたい。

#### ○日本書籍出版協会（知的財産権委員会）

平成 26 年 1 月 20 日 16 : 00－16 : 40

- ・有償オンライン資料の収集制度化においては、出版社の協力が得られることが必要。紙書籍と電子書籍とでは、利用のされ方や範囲が全く異なる。よくよく慎重に考えて欲しい。図書館利用者の利用条件によっても異なる。

#### ○日本写真著作権協会（瀬尾常務理事）

平成 26 年 2 月 3 日 14 : 00－15 : 00

- ・DRM がかかっていると将来見られなくなってしまうし、保存のコストもかかる。電子書籍の大元のデータは NDL で持っているのが理想。
- ・実証実験案には、基本的には賛成。リアリティのある実験にしてもらいたい。
- ・著作者団体は横の連携ができており、ただ権利を守るためだけに動いているわけではない。できることがあるのであれば、協力する。

#### ○日本美術家連盟（梅参与、池谷事務局長）

平成 26 年 2 月 26 日 14 : 00－14 : 35

- ・実証実験における電子書籍の利用提供が館内閲覧のみであるならば、特に問題はない。

実証実験について大手出版社(KADOKAWA、講談社、集英社、小学館)から指摘された主な論点

分野	項目	論点	出版社のコメント内容	納本制度審議会小委員会意見	
実験の進め方	実験規模	参加出版社数	・大手だけではなく、中小の出版社も参加できる体制であるべき。		
		出版社が提供する電子書籍の点数	・実験は権利処理が前提となるため、提供できる点数を見込むことが難しい。 ・数社でやることになれば、負担が大きい。5-10点でもよいとして、多くの出版社に参加してもらおう方が、実験の経過も共有できてよい。	・あまりに小規模なものでは意味がない。できるだけ多くの参加者を得て、十分な期間を取り、ある程度の規模で行うべきである。	
		検証項目	・実証実験において検証したい項目をもっと明確化した方がよい。	・補償やシステムといった課題に限定せず、幅広く検証を行うべき。	
	実験事業のスケジュール	著作権との関係	著作権の問題もあり、計画をすすめるタイミングが重要である。		
		準備期間を設けることの必要性	実験実施期間を3年間とするのではなく、準備期間に1年、実施期間を2年とする方が良いのではないか。		
	実証実験と制度収集の関係	寄託	制度化後も寄託に準じる扱いを続けることはできないか。		
		切り分け	実証実験開始の段階で、制度化の最終形に近い形で始める方がよい。		
関係団体との協力関係の構築	体制	参加する出版社を取りまとめる事務局体制が必要。			
実験の内容について	収集対象	フォーマット	・出版界の考える電子書籍とNDLの考える有償オンライン資料が同一のものであるかが問題 ・DRMなしということならば、EPUBかPDFになるであろうが、EPUBも完全な統一規格ではない。電子書籍はマルチユースではない。	・「DRMなし」というのは技術的に無理という問題ではないため、出版社との話し合いで解決すべき。	
		ジャンル	・雑誌は、権利者が多く、許諾期間の問題もあり、著作権処理が困難なので、難しいだろう。 ・電子書籍は95%がコミックス。学術系や児童書、ベストセラー小説は、電子書籍化自体に課題がある。	・ポーンデジタル・デジタルオンリー・セルフパブリッシングなども収集対象とすべきである。	
		版違い(修正版)の取扱い	・市場では、修正前のデータは混在することがないように消去している。NDLでは保存するというのであれば、別コードでの管理など問題も含め取扱いの検討が必要。		
	書誌データ	コード	・JPO(日本出版インフラセンター)が20桁のコードを業界のスタンダードにしようとしている。NDLでも民間のコードを利用してはどうか。		
		書誌の項目	・出版社が付与した情報に、NDLが追記するという認識でよいか。 ・メタデータのうち、図書館に納入するために付加しなければならない項目は何か。図書館のためだけの作業を行うことは難しい。 ・出版社からメタデータ付の電子書籍を送付するのは難しい。 ・JPOでは、電子書籍書誌情報・標準化60項目があるが、それでは十分に流通させられないので、電書協で80項目ほど定めている。書誌の標準化をJPOを中心として民間で話し合っているが、問題点が噴出し、まとまらない。NDLと一緒に解決できればよい。		
	納入方法	一括代行納入機関	・制度化をにらみ、個々の出版社・編集者が意識することなく納入できる仕組み、中小出版社も無理なく納入できる仕組みが必要。 ・個々の出版社から納入するのは難しいので、取次経由での納入が望ましい。		
		媒体納入	・DRMを外して納品するのであれば、オンラインでの提供はあり得ない。 ・中小出版社が個々に媒体送付をするのは効率的ではない。		
	利用提供方法	閲覧	・閲覧端末数、同時アクセス数の想定は何台か。 ・収集と管理については理解を得られても、閲覧提供には著作者の同意が得られないかもしれない。	・出版社との良い共存関係を構築するためにも、電子書籍貸出事業者との契約に基づく閲覧サービスを、館内利用に限定して実施すべき。	
		プリントアウト	・著作者に説明できるよう、利用条件を明確化してほしい。 ・プリントアウトはむずかしいのではないか。		
		見え方(ビューアー)	・電子書籍とは「ファイル+ビューアー」であり、ビューアーの問題は重要である。再現性にはこだわりをもっている。 ・著作者、出版社が納得できる再現性のビューアーを用意できるのか。 ・市販のビューアーで正常に稼働するのであれば、NDLでも問題なく表示される、ということでないため、図書館のために改めて確認する場合、市販価格の100倍くらいの値段でないといけない。		
		閲覧時のDRM	・DRMなしで館内提供には懸念強い。 ・著作者は館外への流出を懸念しており、物理的対応では不十分である。		
	費用	本体補償	・寄託であれば、無償との考えもありうる。 ・出版印税(印刷部数に対応して算定していたが、電子書籍は売上印税なので、(納入する)1部であっても著作者への説明が必要。	・金銭的補償が不要なわけではないが、合理的な算定は難しい。 ・非金銭的補償が重要。 ・共通目的基金のようなことが考えられないか。	
		納入手続きに要する費用	・DRMなしのデータ自体は新たに作るようなものではないが、データの確認や媒体送付の作業にコスト(人件費)がかかる。 ・著作権処理の契約コストが大きな負担となる。特に初期投資が必要ではないか。		
	出版社向けサービス	データの確認・複製		・クラウド代わりにNDLを利用することは安定感があってよいのではないか。	
		記事証明	現時点で、出版社からの反応はない。	・記事証明により真正性の証明は、大きなインセンティブになるのではないか。	
利用統計データの提供			・個人情報が含まれないように注意すべき。 ・調査研究に重要と思われるので、前向きに検討すべき。		

有償オンライン資料収集制度整備に関する経過と今後のスケジュール（案）

		実証実験事業	納本制度審議会		協議会等	個別出版社・関係団体
				オンライン資料の 補償に関する小委員会		
平成 25 年度	11 月				第 2 回オンライン資料 制度収集協議会（27 日） （雑協 書協 新聞 電書協）	小学館・片寄氏へ説明（22 日）
	12 月	関係団体等への 協力要請活動開始				日本書籍出版協会（平井氏・樋口氏）へ説明（9 日） 日本新聞協会へ説明（13 日） 日本電子書籍出版社協会へ説明（19 日） KADOKAWA へ説明（25 日） 電子出版制作・流通協議会・佐々木氏と懇談（26 日）
	平 26 年 1 月		中山会長に進捗報告 （28 日）			集英社へ説明（15 日） 日本雑誌協会へ説明（16 日） 日本書籍出版協会へ説明（20 日） 小学館・片寄氏へ報告・相談（24 日）
	2 月					日本写真著作権協会へ説明（3 日） 小学館・片寄氏へ報告・相談（10 日） 講談社へ説明（13 日） 日本美術家連盟へ説明（26 日）
	3 月	実証実験事業の準備 多くの出版社が参加で きるスキームの構築。		第 2 回小委員会（13 日）		第 3 回オンライン資料 制度収集協議会（19 日）
平成 26 年度	4～6 月	事業参加予定者と事業 や契約の詳細について も協議	第 25 回審議会 （5～10 月予定）	第 3 回小委員会 （予定）		
	7～9 月					
	10～12 月					
	平 27 年 1～3 月					
平成 27 年度	実証実験の実施 （実験成果の検証）		（第 9 期納本制度審議会） （平成 27 年 7 月 1 日～）			
平成 28 年度						
平成 29 年度			制度化に向けた 諮問・答申			

## 有償オンライン資料収集実証実験事業案について

国立国会図書館では、インターネット上で飛躍的に増加している有償オンライン資料（電子書籍・雑誌等）を日本国民の知的活動の記録として長期にわたり蓄積し、利用可能とするための収集制度の設計の参考とするため、ご賛同いただける出版社その他関係者との契約に基づき、一部の有償オンライン資料をお預かりする実証実験事業（図参照。以下「実験事業」という。）の実施を検討しています。

### 1 目的

- ・有償オンライン資料の収集が出版社その他の関係者に及ぼす影響と課題を、国立国会図書館への預け入れ等を通じ、把握します。さらに、明らかとなった課題への対応策を関係者とともに協議検討し、試行します。
- ・出版社向けを含めた各種サービスを試行し、電子書籍・雑誌等の利用促進に貢献することを目指します。

### 2 実験事業の対象として想定する有償オンライン資料の範囲

- ・当面は、一定程度の点数の有償オンライン資料を対象として想定し、事業参加者との協議を経て確定します。
- ・ジャンルによって課題が異なると考えられるため、幅広いジャンル（コミック・文芸書・学術書等）を収集できるよう留意します。
- ・現在オンライン資料として収集されているものに加え、事業参加者との協議のうえ、他のフォーマットで配信されているもの等の収集を試行することも想定します。
- ・著作権処理が必要となるため、実験事業の開始以降に電子出版されるものを主たる対象として想定します。なお、著作権処理の必要のない、パブリックドメインの著作物を優先して収集することも想定します。

### 3 事業参加者への主な依頼事項

- ①DRM（デジタル著作権管理）が付されていない状態でのデータ提供  
↳長期蓄積・利用のための実験を行うため。  
ただし、実験用にDRMありデータを受け入れることも想定します。



## ②有償オンライン資料の預け入れに係る著作権処理

- ☞著作物の預け入れに際し、権利者の許諾が必要となるため。
- ☞著作権処理の方法については、事業参加者との協議を経て確定します。ただし、権利処理が複雑なものは、実験事業の対象外として想定します。

## 4 預け入れられた有償オンライン資料の取扱い

- ・有償オンライン資料は寄託に準じて取り扱います。したがって、当事者（事業参加者、著作権者）からの申出があれば、資料の消去等を行います。
- ・有償オンライン資料を利用した各種サービス（出版社向けを含む。）は、事業参加者と協議のうえ実施します。
- ・情報セキュリティに十分留意し、実験事業を行います。

## 5 費用負担

- ・実験事業の実施に要する費用（特に事業参加者側に発生するもの）の負担については、協議のうえ決定します。

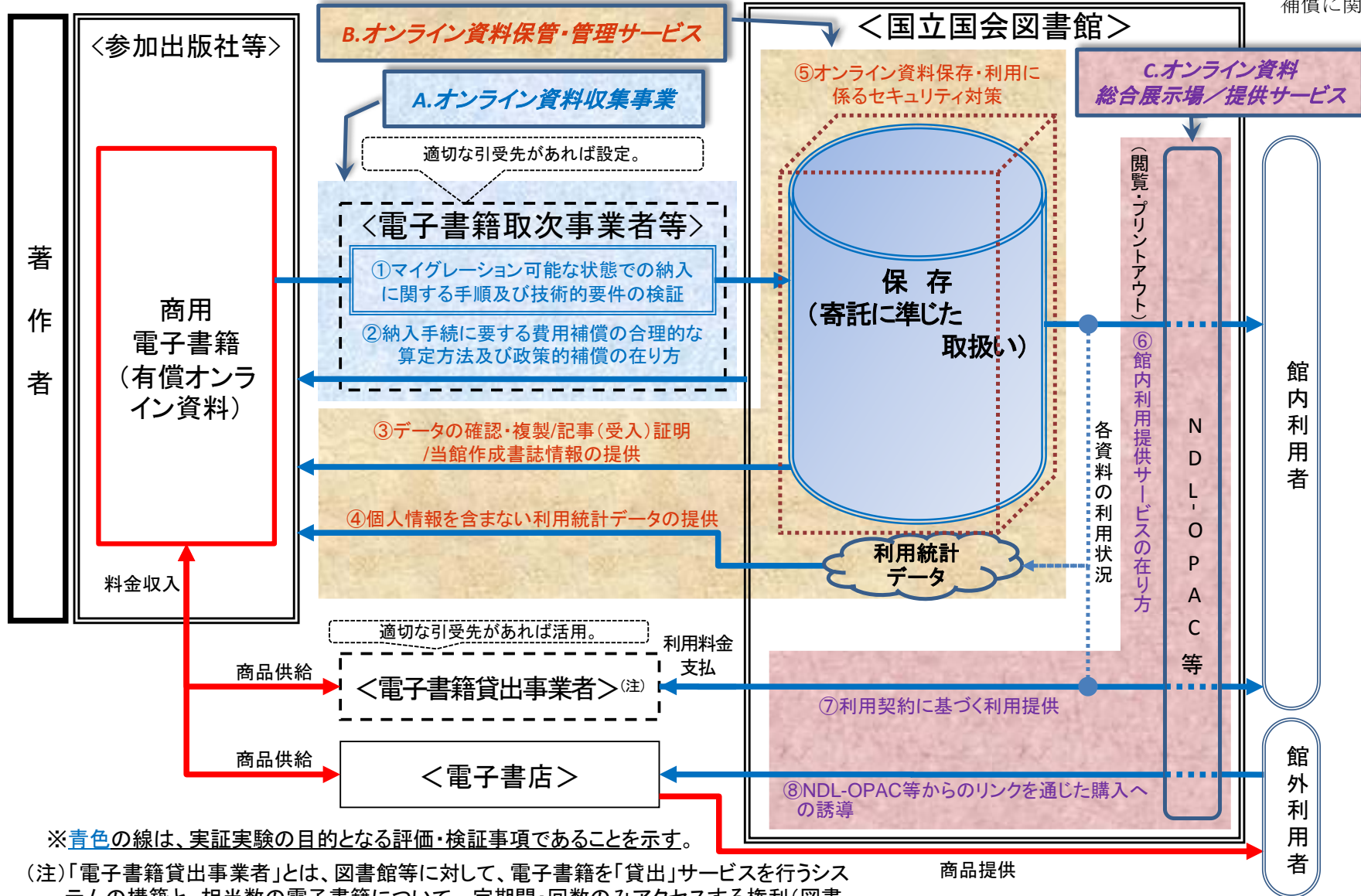
## 6 その他

- ・その他実験事業の詳細は、事業参加者と協議のうえ、契約で定めます。
- ・事業参加者からなる会議体を設置し、実験事業の進捗報告や課題処理などを行います。
- ・実験事業において明らかとなった課題等を検討した上で、制度設計を行います。したがって、実験事業での収集範囲、収集方法等が、そのまま制度化されるわけではありません。

## 7 今後の予定

- ・平成26年度前半を目途に、電子書籍・雑誌等に関する諸団体に対し実験事業の趣旨説明と協力要請を行います。
- ・平成26年度中に事業参加者の公募を正式に開始することをめざします。

(図)有償オンライン資料収集実証実験事業の概要(案)



※青色の線は、実証実験の目的となる評価・検証事項であることを示す。

(注)「電子書籍貸出事業者」とは、図書館等に対して、電子書籍を「貸出」サービスを行うシステムの構築と、相当数の電子書籍について一定期間・回数のみアクセスする権利(図書館等の利用者に電子書籍を「貸し出す」権利)の有償提供を行う事業者を指す。

# 実験事業の対象とする資料範囲

オンライン資料(図書または逐次刊行物に相当)

